

6 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。

荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。

荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょ。

7 健康管理

1 健康診断

運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導をしましょ。所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょ。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょ。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょ。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導をしましょ。

8 異常気象時の対応、自動車の点検・整備など

1 異常気象などの対応

異常気象や天災の場合、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示をしましょ。

2 自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょ。

3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置等を整備をしましょ。

【参考資料】

参考1 厚生労働省「交通労働災害防止のためのガイドライン」全文、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>

参考2 厚生労働省「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>

参考3 厚生労働省「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>

参考4 厚生労働省「タクシー運転者の労働時間等の改善基準のポイント」<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-12.pdf>

ご不明な点は、福島労働局労働基準部健康安全課(電話024-536-4603)又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

2016.6.23 改訂

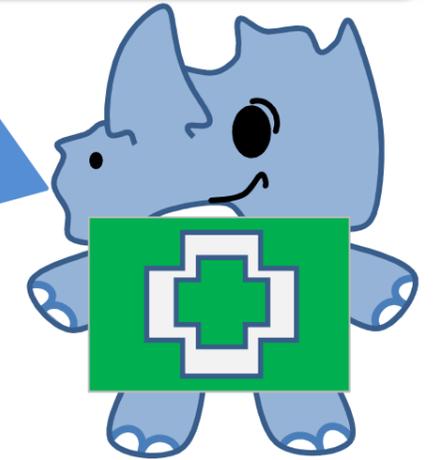
自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょ

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

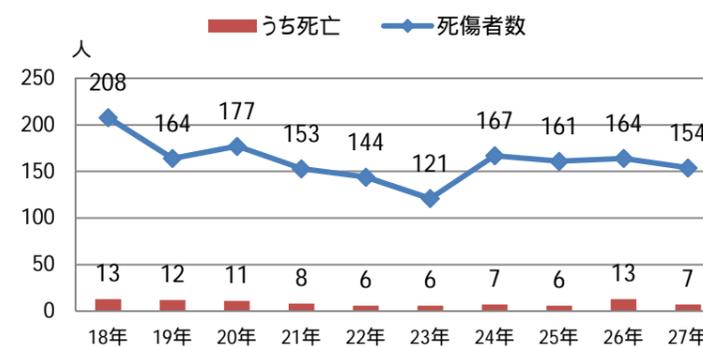
昨年の死亡災害のうち交通事故を原因とするものが3割を占める状況になっています。また、交通労働災害は、あらゆる業種で発生しており、その防止は喫緊の課題となっています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るためのものです。

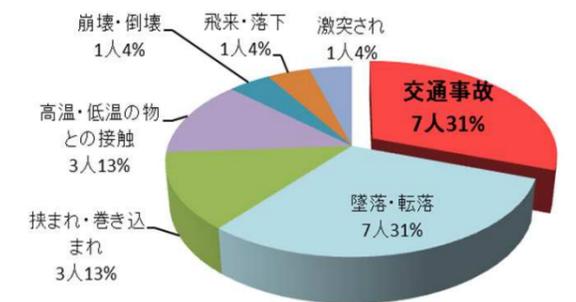


©2015 ゼロサイくん

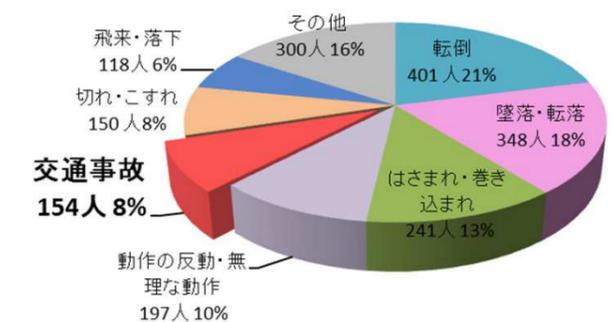
交通労働災害の推移(休業4日以上の死傷災害)



平成27年事故の型別死亡災害発生状況(福島県:死亡者数合計23人)



平成27年事故の型別死傷者(福島県:休業4日以上の死傷者数 合計1909人)



福島労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント

1 目的

1 目的

このガイドラインは、改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号))とともに、次の事項の実施を推進し、交通労働災害の防止を図ることを目的としています。

交通労働災害防止のための管理体制の確立
適正な労働時間等の管理、走行管理
教育の実施
健康管理
交通労働災害防止に対する意識の高揚
荷主、元請による配慮

2 対象となる交通労働災害

対象は、道路上と事業場構内での自動車と原動機付自転車(以下「自動者等」という)の交通事故による労働災害です。

3 事業者・運転者の責務

事業者の責務 労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、このガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。
運転者の責務 自動者等の運転を行う労働者は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示など、必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害の防止に努めましょう。

2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し必要な教育を行います。

2 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、交通労働災害防止の基本方針を表明し、目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む交通労働災害防止計画を作成し、計画の実施、改善・評価を行います。

3 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害の防止について、調査・審議しましょう。

3 適正な労働時間等の管理、走行管理

1 適正な労働時間の管理、走行管理

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、無理のない適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間の確保に配慮した労働時間管理と走行管理をしましょう。
十分な睡眠時間を確保するため、より短い拘束時間(労働時間と休憩時間の合計)の設定、宿泊施設の確保などを行います。
高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょう。

2 適正な走行計画の作成・指示

(1) 走行計画の作成と運転者への指示

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。
走行の開始・終了の地点、日時
運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間

走行時に注意を要する箇所的位置
荷役作業の内容と所要時間(荷役作業がある場合のみ)
走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

(2) 乗務状況の把握

運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょう。計画どおり走行できなかった場合は、原因を把握し、次回の走行計画の見直しを行い、運転者の疲労回復に配慮しましょう。

3 点呼の実施とその結果への対応

乗務前に点呼し、疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、報告を求め、結果を記録しましょう。
点呼によって、睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

4 荷役作業を行わせる場合の対応

事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。
荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにしましょう。

4 教育の実施

1 教育の実施

雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行います。必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょう。

日常的教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育を行います。

交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょう。

2 運転者認定制度

教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょう。

マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある運転者を選任しましょう。疲労による交通労働災害を防止するため、運転以外の勤務の軽減等に配慮しましょう。

5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

2 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行います。